

【諮問第254号】

27川情個第24号
平成27年10月9日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 人見 剛

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成26年9月29日付け26川健企第336号にて諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った拒否処分は妥当である。

2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年8月25日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇より川崎市、実施機関、川崎市健康福祉局に提出された書面、文書、申込書等一切の資料（期間：平成25年8月～現在に至る期間）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成26年9月8日付けで、本件請求に対し対象となる4件の文書（以下「本件対象公文書」という。）については、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれ及び市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第2号ア及び同条第4号アに規定する不開示情報に該当するとして、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年9月16日付けで、本件対象公文書の内容は実施機関により既に公開されている等として、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第254号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成26年9月16日付け異議申立書及び同年12月10日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、〇〇が川崎市、実施機関、川崎市健康福祉局に提出した書面であり、〇〇がその内容を取りまとめ、川崎市議会議長宛て提出した陳情書（以下「陳情書」という。）は、実施機関により全面公開されている。また、監査を担当した川崎市職員は、知り得た監査情報を新聞記者に公開し、その内容が新聞において報道されている。したがって、本件対象公文書については、その内容はすべて公開されており、条例第8条第2号アに該当しない。また、本件対象公文書に基づき行われた実施機関の事務は何の支障もなく遂行され終了しており、条例第8条第4号アにも該当しない。
- (2) 本件対象公文書は、実施機関の監査資料を基に、〇〇が実施機関に対して、異議申立人に対する背任罪告発を要請した文書であると思われる。これらを、社会福祉法人制度などに関する意見、評価等が記載されたものとするのは明らかな誤りで、これらは実施機関に対する情報提供や通報（以下「通報等」という。）という定義に当てはまるものではない。そもそも、本件対象公文書は不正に流出した指導監査結果を基に作成されたものであり、監査内容が第三者に提供されるようなことが容認されれば、所轄庁と管轄法人との信頼関係は損なわれ、監査事務に重大な支障が出る。また、本件対象公文書の内容が、通報等であれば、通常は、特定されないように配慮すると思わ

- れるが、実施機関は「通報等を行っていることは、既に公にされているもの」と認めており、〇〇の行動が通報等といった擁護する内容ではないと自覚していると言える。
- (3) 陳情書は形式を整える必要があり本件対象公文書と相違していると考えられるが、主張している内容は基本的に同じである。本件対象公文書に陳情書以上のことが書かれているとしたら、どのような指摘を異議申立人に対して行っているか異議申立人は知る必要があり、いずれにせよ開示されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成26年11月10日付け処分理由説明書及び平成27年4月10日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、社会福祉法第56条第1項及び川崎市健康福祉局社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年度当時は川崎市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査実施要綱。以下、併せて「社会福祉法人指導監査実施要綱」という。）に基づいて、所管の社会福祉法人を対象に調査又は検査をし、必要な助言・指導を行う等の権限がある。
- (2) 本件対象公文書には、〇〇の目的及び設立趣旨、異議申立人や社会福祉法人制度などに関する意見、評価等が記載されていることから、条例第8条第2号ア「公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報」に該当すると判断した。
- (3) 本件対象公文書は、〇〇が異議申立人や社会福祉法人制度などに関する情報を、社会福祉法人指導監査の所轄庁である実施機関に通報等をするを目的に作成されたものである。

通常、通報等をする者は、その内容が公にならないことを前提に通報等を行うことから、通報等の内容が開示されることとなると、通報等を行った者と所轄庁との信頼関係が損なわれ、情報が得られなくなるなど当該事務に重大な支障が生じる。そのため、条例第8条第4号アに規定する監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当すると判断した。

- (4) 監査業務における特殊性を考慮すると、本来、通報等を行った者が特定されるような開示請求に対しては、条例第11条「公文書の存否に関する情報」に該当し存否応答拒否処分とすべきものと考えるが、本件請求においては、陳情書の記述などから、〇〇が通報等を行っていることは、既に公にされているものと判断し、条例第11条を適用しなかった。
- (5) 異議申立人は、既に公になっている情報の開示を拒否する権利などは実施機関にないと主張するが、川崎市ホームページに公表されている陳情書は、本件対象公文書とは別のものであることから、対象公文書は既に公になっている情報には当たらないと考える。また、本件対象公文書の内容が、〇〇自身によって公表されているかどうかは把握しておらず、公になっている情報かどうかを実施機関では確認することができない。

5 審査会の判断

(1) 実施機関の説明及び一件資料によれば、①川崎市健康福祉局は、社会福祉法第56条第1項及び社会福祉法人指導監査実施要綱に基づいて、所管の社会福祉法人等を対象に調査又は検査をし、必要な助言・指導を行う等の権限があること、②川崎市健康福祉局が所管する社会福祉法人である異議申立人は、平成〇年に事業を開始し、平成〇年以降、現理事長が就任していること、③川崎市健康福祉局は、異議申立人について、平成〇年〇月末まで監査権限を持ち、これまで2年に一度の割合で一般監査を行っていたこと、④〇〇は、平成〇年に異議申立人の体制や運営状況等を監視・報告等するために発足した任意団体で、これまで異議申立人の運営に関する問題点等を指摘した書面を川崎市、実施機関、川崎市健康福祉局に送付していること等の事情が認められる。

(2) 条例第8条第2号アの該当性について

条例第8条第2号アの「法人等に関する情報」とは、法人等又は事業を営む個人（以下、併せて「法人等」という。）の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益が保護される必要があることから、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、不開示とする旨を規定している。

そこで、本件対象公文書の条例第8条第2号アの該当性について、上記（1）の事情を踏まえて検討するに、本件対象公文書には、〇〇の発足理由・運営方針、〇〇の活動内容を記載した〇〇や関係各機関に送付した書面等が含まれているところ、これらの対象公文書に記載された内容の適否はともかく、〇〇が行っている活動自体は、川崎市の助成金を受けている異議申立人の運営状況等を市民が監視・報告することにあり、その活動自体にただちに不当ないし違法な点はない。また、法人等の事業の自由は、本件対象公文書の類いが広く開示されないことによって保障されるものであり、〇〇の活動の性質上、本件対象公文書が開示されることによって自由な活動が阻害されるおそれがあるといえる。したがって、本件対象公文書は条例第8条第2号アに該当する。

(3) 条例第8条第4号アの該当性について

また、条例第8条第4号アは、「事務又は事業に関する情報」のうち、監査、検査等に係る事務に関し、公にすることによって「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について不開示とする旨を規定しており、同条の「当該事務に関する情報」とは、当該事務に直接かかわる情報だけではなく、当該事務の実施に影響を与える関連情報を含むと解されている。

そこで、本件対象公文書の条例第8条第4号アの該当性について、上記（1）の事

情を踏まえて検討するに、川崎市健康福祉局が所管する社会福祉法人等を対象に実施する指導監査は、法人等の運営状況等や施設基準・運営費や報酬の請求等に問題があるか否かといった点について調査又は検査等をし、必要な助言・指導を行うことによって、適正な運営と利用者保護に寄与し、川崎市における福祉サービスの向上を図ることを目的としているところ、本件対象公文書は、川崎市や実施機関等が所管する社会福祉法人に関する情報として提出されたもので、監査等の実施に影響を与える関連情報に該当するものといえる。そして、当該監査に係る事務の性質上、社会福祉法人等について広く市民から寄せられた情報や通報等の内容を開示することは、監査業務に関する通報者と行政との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後、監査業務に関する一般からの情報が得られなくなるおそれがあることは容易に推測される場所である。したがって、本件対象公文書は条例第8条第4号アに該当する。

- (4) これに対して、異議申立人は、本件対象公文書の内容がすべて公開されており、健康福祉局の事務は何の支障もなく遂行されている旨主張するが、実施機関において、対象文書の公開の有無を正確に把握すべきことまで求められているわけではなく、また、行政が監査事務を実施するにあたって、誰が、どのような情報を行政に提出したかということ自体が監査事務の実施に影響を与える関連情報に該当するものであり、異議申立人の上記主張は理由がないというべきである。

以上のとおりであって、本件対象公文書はいずれも条例第8条第2号ア及び同条第4号アに該当するものであるから、本件対象公文書を不開示とした決定は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	植村京子
委員	友岡史仁
委員	三浦大介